

羽村市小中一貫教育基本計画（素案）
～義務教育9年間を通じた一貫教育を目指して～
(平成22年度～平成26年度)

羽村市教育委員会

はじめに

近年の情報化や国際化の進展、核家族化や少子化の進行、家庭・地域の教育力の低下など、教育をめぐる状況は大きく変化し、様々な課題が生じている。

このような中で、子供たちにも、学習意欲の低下や家庭での生活習慣や学習習慣の未定着、つまずきを抱えた今までの進級・進学、さらには学年進行とともに増大する不登校の問題など、多くの課題がある。

こうした状況を踏まえ、平成 18 年 10 月、約 60 年ぶりに教育基本法が改正され、新しい時代の教育の基本理念が明示された。この中では、新たに義務教育の目的が規定されるとともに、学校教育については、教育を受ける者の心身の発達に応じて体系的な教育が組織的に行われなければならないことが規定された。また、この教育基本法の改正を受けた学校教育法の改正では、新たに義務教育 9 年間の目標が規定されたところである。

さらに、教育基本法第 16 条では、地域の実情に応じた教育に関する施策の策定と実施を内容とした地方公共団体の役割が規定されるとともに、同法第 17 条に基づき国が策定した教育振興基本計画では、総合的な学力向上策として、6・3 制の弾力化に関し、小中一貫教育を含め、各学校間の円滑な連携・接続等の取組について検討することとされたところである。

以上のような状況を踏まえると、今後はさらに、地方分権が進展する中で、国の画一的な教育から地域の実情に応じた教育へと方向転換がされ、全国各地において様々な教育改革や教育改善の取組が進められていくことが考えられる。

羽村市においても、こうした状況の中で、小・中学校一貫教育校検討委員会を設置して今後の義務教育のあり方について検討し、平成 21 年 9 月に最終報告が提出されたところである。

これを受けた本計画は、新しい時代の教育理念に立って取り組んでいくものであり、義務教育 9 年間を通して、児童・生徒一人一人の個性や能力を最大限に伸ばすことができる、きめ細かな教育を実施しようとするものである。本計画を推進することにより、学校・家庭・地域が協力し、小学校と中学校が連携・接続した新しいシステムの学校を創りあげていこうとするものある。

平成 21 年 10 月

羽村市教育委員会

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって

I 計画の目的 ······	3
II 計画の性格 ······	3
III 計画の期間 ······	3

第 2 章 計画の策定の背景

I 小・中学校の教育の現状 ······	4
II 小・中学校の教育の課題 ······	4
III 小・中学校の教育の今後の方向性 ······	5

第 3 章 計画の意義とその効果 ······ 7

第 4 章 計画の具体的な展開

I 羽村市における小・中学校一貫教育校の形態 ······	9
II 小・中学校一貫教育校の通学区域 ······	10
III 小中一貫教育の内容	
1 指導区分 ······	10
2 指導内容 ······	11
3 指導体制 ······	17
4 特別支援学級 ······	18
5 家庭との連携のための取組 ······	19
IV 小・中学校一貫教育校の施設 ······	20
V 小中一貫教育の推進にあたって ······	21
VI 小中一貫教育の検証 ······	21

資料

1 羽村市小中一貫教育基本計画検討委員会設置要綱 ······	22
2 羽村市小中一貫教育基本計画検討委員会審議経過 ······	24

第1章 計画の策定にあたって

I 計画の目的

この計画は、教育基本法や学校教育法に規定された義務教育の目的・目標の実現、様々な教育課題の解決、子供の心身の発達の早期化などに対応するため、小学校と中学校の効果的・効率的な接続や教員が一体となった指導体制の充実を図るなど、義務教育9年間を通じた小中一貫教育を実現することを目的とする。

II 計画の性格

- 1 この計画は、羽村市全体の小中一貫教育の実現を図るための基本的な考え方や施策を示した。
- 2 小・中学校ごとの具体的な実施計画については、別に示していく。
- 3 この計画は、第四次羽村市長期総合計画・後期基本計画及び羽村市教育委員会教育目標に基づき、策定した。

III 計画の期間

この計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とする。

第2章 計画の策定の背景

I 小・中学校の教育の現状

羽村市では小学校7校、中学校3校があり、小学校1校を除いて児童・生徒数が400名～600名の規模である。それぞれの学校では、音楽活動や部活動等が盛んであるとともに、様々な特色ある教育活動を展開している。

また、学習指導要領に基づき、生きる力を育成する教育に取り組むとともに、情報化や国際化等に対応した教育に積極的に取り組んでいる。さらに、発達障害を含め障害のある児童・生徒の適正な就学を図るとともに、多様な教育ニーズに応じた特別支援教育を実施している。

一方、子供たちの現状を見ると、学習意欲の低下、生活習慣や学習習慣の未確立、いじめや不登校などの問題行動、規範意識や体力の低下などが大きな課題となっている。また、子供の心身の発達が年々早まっている現状もある。このような中で、学力については、平成19年度の東京都の学力向上を図るために実施された調査では、小・中学校とも都平均を下回る結果となったが、平成20年度の結果では、都平均を若干上回る教科もあった。しかし、問題解決能力は、依然として小・中学校とも都平均を下回っている現状である。また、不登校については、特に中学校が東京都の出現率を上回っている状況にある。

家庭においては、子供のしつけや社会性の育成を含めた教育力の向上が社会的な課題になっているとともに、給食費の未納の問題等も生じている。また、地域とのつながりや家族間のかかわりが希薄化していることがうかがわれ、危惧されているところである。

このような現状を踏まえ、市では、平成16年度から2学期制を導入し授業時間数の増加を図るなど、新しい時代に対応した学校教育を進めている。また、授業改善推進プランの作成、学習サポーターや特別支援教育支援員の導入、いじめや不登校対策などの取組を進めることで一定の成果を得ているが、様々な課題に的確に対応するための教育という点では、十分とは言えないのが現状である。

II 小・中学校の教育の課題

本市の現状からは、小・中学校に在籍している児童・生徒一人一人に基礎的・基本的な知識や技能を徹底して身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの確かな学力を育成し、生きる力をはぐくんでいくことが求められる。その上で、生きる力を実社会や実生活との関係の中で、より具体化し発展させるという人間力の向上を図る必要が

あると考える。

児童・生徒の学力を高めるためには、教員の指導力の向上を図る研修等を充実していかなければならない。また、時代の変化を踏まえ、情報化・国際化等に対応した教育や、障害のある児童・生徒の多様な教育ニーズに応え、一人一人の能力や可能性を最大限に伸長する教育を開拓することも求められている。さらに、いじめや不登校などの問題行動が多くあることから、その解決に向けて適切な対応策を講じることが喫緊の課題となっている。子供の心身の発達が早まっていることへの対応もしていく必要がある。

そして、このような課題の解決にあたっては、すべてを学校に任せることではなく、学校・家庭・地域・行政が連携・協力してどのように子供を育てていくかを考えていくことが重要である。

今後は、教育基本法や学校教育法の改正の内容を踏まえ、新学習指導要領に沿った教育を進めていくとともに、様々な課題の解決に向けて、これまでの2学期制に加え、子供たちの心身の発達に応じた体系的な教育を行うため、本市の義務教育の在り方を考えていかなければならない。さらに、学校・家庭・地域の連携を図り、児童・生徒が生き生きと学び、成長していくことができるよう、引き続き良好な学習環境をつくりていくことが求められている。

III 小・中学校の教育の今後の方向性

羽村市の小・中学校の現状及び課題、教育基本法や学校教育法に新たに義務教育9年間の目的・目標が規定されたことを踏まえると、義務教育9年間を通じた教育が必要であり、小学校と中学校の連携・接続が特に重要になる。このようなことから、本市の学校教育の充実を図るため、小中一貫教育を推進していく。

<参考>

教育基本法（平成十八年十二月二十二日法律第百二十号）

第二章 教育の実施に関する基本

（義務教育）

第五条

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）

最終改正：平成一九年六月二七日法律第九八号

第二章 義務教育

第十六条 保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

第3章 計画の意義とその効果

教育基本法や学校教育法に規定された義務教育の目的・目標の実現や、子供の心身の発達の早期化に対応するために、小学校と中学校の効果的・効率的な接続や小学校と中学校の教員が一体となった指導体制の充実を図る必要があることから小中一貫教育を実施する。このことにより、以下のような教育課題の解決を図る。

I 中学校1年生の不安の解消（「中1ギャップ」の解消）

小学校を卒業した児童が中学校に進学する際、数学科や英語科などの新しく学ぶ教科や教科担任制への対応、新たな中学校生活など、多くの不安がある。そこで、小学校から中学校への接続を円滑にすることにより、中学校1年生の不安の解消を図る。特に、小学校から段階的に教科担任制を導入したり、小学校と中学校の教員が相互に乗り入れ授業を行ったりすることにより、新しく学ぶ教科等への不安の解消を図る。

* 中1ギャップとは、新しく学ぶ教科や教科担任制による教員の指導体制など、小学校とは違う新たな中学校生活において生じる心理的な不安のことという。

II 学力の向上

小中一貫教育において、義務教育9年間を通して系統的に指導したり、小学校と中学校の教員が相互に乗り入れ授業を実施したりすることにより、児童・生徒へのきめ細かい学習指導を実施する。また、小学校から段階的に教科担任制を導入することにより、専門的な知識や技能の習得につなげ、児童・生徒一人一人の学力の向上を図る。

III いじめや不登校の減少

小中一貫教育において、小学校と中学校の教員が一体となった指導を実施し、生活指導上の課題に迅速かつ的確に対応することにより、いじめや不登校の減少を図る。

IV 個性や能力の一層の伸長

小中一貫教育において、長いスパンでの継続的な教育活動により、児童・生徒一人一人の興味・関心や学習意欲等に基づいたきめ細かい指導を実施する。また、一人一人の児童・生徒を9年間通して継続的に指導することにより、子供のよさや可能性

を引き出すとともに、個性や能力の一層の伸長を図る。

V 豊かな人間性や社会性の育成

小中一貫教育において、様々な学習集団を編成したり、学校の創意工夫を生かした教育活動を実施したりすることにより、児童・生徒が互いに交流を図りながら学習や生活をすることにつながり、豊かな人間性や社会性の育成を図る。

以上のほか、今まで小学校と中学校がそれぞれの単位で実施してきた様々な地域との活動や教育課題への対応を、一つのまとまりとして小・中学校一貫教育校が地域と協働することにより、学校と地域との一層の連携を図る。

- * 小中一貫教育とは、現在ある小・中学校において9年間を通じて一貫したカリキュラムを実施する教育をいう。
- * 小・中学校一貫教育校とは、現在ある小・中学校において小中一貫教育を実施する学校をいう。

第4章 計画の具体的な展開

I 羽村市における小・中学校一貫教育校の形態

小・中学校が9年間を通じて一貫した教育を行っていくため、以下のように小・中学校をグループ化していく。

1 施設隣接型小・中学校一貫教育校

○ 羽村第三中学校区小・中学校一貫教育校

武蔵野小学校及び羽村第三中学校を、羽村第三中学校区の施設隣接型小・中学校一貫教育校とする。

2 施設分離型小・中学校一貫教育校

(1) 羽村第一中学校区小・中学校一貫教育校

羽村東小学校、羽村西小学校、小作台小学校及び羽村第一中学校を、羽村第一中学校区の施設分離型小・中学校一貫教育校とする。

(2) 羽村第二中学校区小・中学校一貫教育校

富士見小学校、栄小学校、松林小学校及び羽村第二中学校を、羽村第二中学校区の施設分離型小・中学校一貫教育校とする。

形 態	校 区	小学校	中学校
施設分離型	羽村第一中学校区	羽村東小学校	羽村第一中学校
		羽村西小学校	
		小作台小学校	
	羽村第二中学校区	富士見小学校	羽村第二中学校
		栄小学校	
		松林小学校	
施設隣接型	羽村第三中学校区	武蔵野小学校	羽村第三中学校

Ⅱ 小・中学校一貫教育校の通学区域

小中一貫教育の実施により、義務教育 9 年間を通して継続的な指導が可能になることから、小学校 1 年生から同じ小・中学校において指導を受けることが望ましいが、小・中学校のグループ化にあたっては、現行の通学区域に変更の必要性が生じるため、関係する羽村第二中学校、羽村第三中学校及び富士見小学校の通学区域の検討を行う。

＜計画事業＞

○小・中学校一貫教育校の通学区域の検討

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
検討、一部結果反映	結果反映	—	—	→

* 通学区域の検討については、平成 21 年度中に学区審議会を設置して検討を始める。

Ⅲ 小中一貫教育の内容

小中一貫教育の実施の意義と効果を踏まえ、最大限の成果を上げるために、以下の項目に従って羽村市的小中一貫教育を実施していく。

1 指導区分

児童・生徒の発達段階に応じた指導を効果的に行うため、義務教育 9 年間を前期・中期・後期の 3 つに区分し、きめ細かい指導を実施するとともに、小学校と中学校のカリキュラムを円滑に接続することで、児童・生徒の学力の向上や望ましい健全育成を図る。

指導区分については、児童・生徒の身体面や精神面等を考慮して、前期を小学校 1 年生から 4 年生まで、中期を小学校 5 年生から中学校 1 年生まで、後期を中学校 2 年生から 3 年生までとする。なお、前期・中期・後期はあくまでも指導区分であり、修業年限は、学校教育法に基づき、小学校 6 年間、中学校 3 年間とする。このことから、小学校の卒業式や中学校の入学式は、従来どおり行う。

＜現行の指導区分＞

小学校（1～6 年生）	中学校（1～3 年生）
-------------	-------------

＜小中一貫教育の指導区分＞

前期（小学校 1～4 年生）	中期（小学校 5 年生～中学校 1 年生）	後期（中学校 2～3 年生）
----------------	-----------------------	----------------

2 指導内容

(1) 各指導区分のねらい

小中一貫教育の指導には、各指導区分のねらいを設定し、重点的に指導する。

① 前期（小学校1年生～4年生）

児童の学校生活の安定を図り、学習習慣を確立するとともに、基礎・基本を習得させる。

② 中期（小学校5年生～中学校1年生）

各教科等の基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、習得した知識や技能を活用させる。

③ 後期（中学校2年生～3年生）

各教科等において習得した知識や技能を活用し、学習内容を深く探究させる。

(2) 指導内容の構成

① 各教科等の指導内容

新学習指導要領が小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から完全実施となる。新学習指導要領は学校教育法の改正を踏まえ、義務教育9年間の目標を達成するための内容となっているため、小中一貫教育における各教科等の指導にあたっては、小・中学校それぞれの新学習指導要領の内容に準拠する。

そこで、中学校区ごとに9年間を見通した指導計画及び評価計画を作成する。また、各小・中学校の教育課程の編成にあたっては、教育委員会が教育課程編成基準・資料を示す。

<計画事業>

○各教科等の指導計画・評価計画の作成・実施

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設隣接型	作成	実施	—	—	→
施設分離型	作成	実施	—	—	→

* 実施年度以降は、毎年度検証をしていく。

② 羽村市独自の特色ある指導内容

学習指導要領に示された内容に加えて、児童・生徒が国際社会に対応できる能力や、羽村市の現状と歴史について理解するとともに伝統と文化を尊重して郷土を愛し守っていくことのできる態度や、社会的自立が図られるような能力を身に付けるために、次のア～ウの3つの特色ある教育を実施する。

ア 英語教育

グローバル社会に対応して児童・生徒に国際社会に生きる日本人としての自覚を育

てるために、「英語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う。」ことを目標に、英語教育を実施する。

前期及び中期においては、特に「聞くこと」、「話すこと」の音声面を中心とした英語を用いたコミュニケーション能力の素地を育成し、後期においては、「読むこと」、「書くこと」を加えることで、4つの技能を9年間通して総合的に育成する英語教育を実施する。

前期の第1学年及び第2学年においては年間10時間、第3学年及び第4学年においては年間15時間実施し、英語に対する親しみをもたせる。

中期の第5学年及び第6学年においては年間35時間実施し、積極的に外国語を聞いたり、話したりして言語を用いたコミュニケーションを図ることとする。中学校第1学年からは、「読むこと」、「書くこと」を加え、学習指導要領に従ってカリキュラムを実施していくが、小学校第6学年から中学校第1学年については、スムーズな英語教育が実施できるようにカリキュラムを工夫していく。

後期の中学校第2学年及び第3学年においては、学習指導要領に従ってカリキュラムを実施し、「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」などのコミュニケーション能力の基礎を養う。

実施に当たっては、横田基地の外国人講師（ALT）の協力を得て、「聞くこと」、「話すこと」の音声面の力を身に付けさせていく。

また、英語コーディネーターを活用し、小学校の英語活動と中学校の英語科を効果的につなげていく。

【英語教育学習単元例】

前期(小学校1年生~4年生)			
第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
英語でいさつしよう	英語でいさつしよう	英語でいさつしよう	いさつをしよう
数で遊ぼう	数で遊ぼう	数で遊ぼう	数で遊ぼう
動物園に行こう	動物に行こう	動物・昆虫の名前を知ろう	ALTと遊ぼう
フルーツはいかが？	ワンダフル！ベジタブル！	マイハンズを歌おう！ 道案内をしよう	道案内をしよう
いろいろな色	色・形で遊ぼう	インタビューゲームをしよう スポーツbingoゲームをしよう	外国の食べ物を知ろう
今日は何曜日？	誕生日は何月？	ハロウィンだ！	ハロウィンパーティーをしよう
体を動かそう	体を動かそう	食べ物の言い方を知ろう 買い物ごっこをしよう	動物を考えよう
クリスマスを楽しもう	Merry Christmas !	みんなでクリスマスを楽しもう	クリスマスパーティーを開こう
乗り物に乗ろう	ここはどこ？	色合わせカードゲームをしよう	お正月遊びを教えよう
1年のまとめをしよう	好きな物を言おう	お別れ会をしよう	お別れ会をしよう

中期（小学校5年生～中学校1年生）		
第5学年	第6学年	中学校第1学年
あいさつをしよう	こんにちは、○○先生	中学英語 Introduction
今日の天気は？	いろいろな文字があることを知ろう	好きなものは？
いろいろな数を知ろう	友達の誕生日を知ろう	先生に聞いてみよう
好きなもの・嫌いなもの		ジェスチャーゲーム
道案内をしよう	道案内をしよう	ベック先生の家族
得意なスポーツは	できることを紹介しよう [can]	私の1週間
身の回りの外来語を集めよう	自分の一日を紹介しよう	新しい友達、ジム
アルファベットを知ろう	今、何しているところ？ [～ing]	いくつある？

後期（中学校2年生～3年生）	
中学校第2学年	中学校第3学年
春休み	転校生タクの自己紹介
日本語と英語	買い物
日記を書こう	メールを書こう
飛行機でイギリスへ	インタビューをしよう
天気予報	スピーチをしよう
夏休みの予定	電話でおしゃべり
初めての海外旅行	意見を言い合おう
道案内	戦争と人間
どこにある？	道案内
私たちにできる3つのR	自分史をつくろう
観光パンフレットを作ろう	物語を読んでみよう

イ 羽村学（郷土学習）

児童・生徒に「羽村の郷土を愛し、羽村のよさに気付き、これから羽村に生きる人々の生活、文化や環境などを守っていくことのできる能力や態度を育成し、それらを生かした実践力を高める。」ことを目標に、羽村学（郷土学習）を実施する。

取り扱う内容としては、羽村の自然、地理、歴史、文化、芸術、農業、環境保全、福祉、防災、地域貢献など郷土を活かした教育を実施し、児童・生徒の多様な能力・適性、価値観、興味・関心、生き方に応えるものとする。その際、地域の人材や自然、施設を積極的に活用し、地域との連携を強化していく。

内容については、9年間を見通し系統立てて指導する。前期は「羽村に親しむ」、中期は「羽村にかかわる」、後期は「羽村の明日をつくる」を学習テーマとし、小学校第1学年から中学校第3学年まで、各学年とも年間20時間程度実施する。

例えば、前期の第3学年又は第4学年では、「羽村に親しむ」ために、まいまいず井戸や玉川上水、郷土博物館等を利用して調べ、見学したりするなど実感の伴った学習

をすることにより、羽村に対する愛着と誇りをもたせる。

中期の小学校第6学年では、「羽村にかかわる」ために、単元「まちの環境を守る」を設定する。ここでは、羽村の特徴である地下飲料水「はむらの水」を導入とし、羽村の水のおいしさを実感し、羽村の水のおいしさを探究し、最後には羽村の水を守るために環境保全について考え、環境保全のための具体的な実践について探究する。

また、後期の中学校第2学年又は第3学年では、「羽村の明日をつくる」ために防災学習の単元を設定し、災害から身を守るため、生命の安全を確保するための訓練、例えば、防災訓練活動や救急救命訓練（心肺蘇生〔CPR〕、自動対外式除細動器〔AED〕、包帯法、止血法など）を行い、災害時に傷病者の救助の手助けや地域のボランティアとして活躍できる実践力を身に付ける。

以上のような学習を通して、児童・生徒が義務教育を修了する際、将来的に「地域に対して何ができるのか。」を考え、郷土を愛し、守っていくことのできる態度や社会的自立が図られるような能力を身に付け、実際に必要な場面で行動できるようにする。

【羽村学（郷土学習）学習単元例】

前期（小学校1～4年生）		中期（小学校5年生～中学校1年生）		後期（中学校2～3年生）	
羽村に親しむ		羽村にかかわる		羽村の明日をつくる	
学年	単元名	学年	単元名	学年	単元名
小1・2	もっとまちを知りたいね	小5	地域安全マップづくり	中2・3	「福祉」の視点からの単元
小1・2	しぜんのふしきをさがそう	小5	花いっぱいにしよう		
小3・4	昔の暮らしを調べる	小5	稲作体験（農業体験）		「防災教育」の視点からの単元
小3・4	玉川上水について調べる	小6	共に考えるために伝えよう 「みんなで生きるまち」		
小3・4	羽村のパンフを作ろう	小6	まちの環境を守る		
		小6	地域のお年寄りを招待しよう		
		中1	身近な地域 ～羽村市を知ろう～		

ウ 人間学（キャリア教育）

児童・生徒に「キャリア教育を基盤にした縦断的・横断的な学習を通して、学ぶことや働くことに対する考え方を身に付け、自らの生き方について主体的に取り組み、実践しようとする態度を育てる。」ことを目標に、人間学（キャリア教育）を実施する。

内容については、9年間を見通し系統立てて指導する。前期は「友達と遊ぼう」、中期は「自分をつめよう」、後期は「社会へ向かって」を学習テーマとし、小学校第1学年から中学校第3学年まで、各学年とも年間10時間程度、ただし、中学校第2学年では、職場体験実施のため30時間程度計画している。

例えば、前期では、「友達と遊ぼう」の下、第1学年及び第2学年では単元「むかしあそびをしよう」や、第4学年では単元「動物ガイド」を設定する。ここでは、地域の方を招いたり、市の動物公園を利用したりして、児童及び地域との相互交流活動を行い、人間関係づくりの基礎である「あいさつ」、「がまん」、「聞く」、「伝える」、「感情」、「コミュニケーション」などを身に付けさせる。

中期では、「社会に向かって」の下、第5学年では単元「身近な人の仕事調べ」を設定し、将来大人として働くことを意識させ、身近な人から職業の内容や働くことの楽しさ、大変さを学ぶ。第6学年では単元「プロから学ぶ」を設定し、専門職（プロ）からの講話を聴き、職業や働くことについて自分なりの考えをもたせる。プロから学ぶシリーズは、義務教育修了まで学年ごとに実施する。次に、中学校第1学年では単元「様々な仕事を知ろう」を設定し、市内の職場を実際に訪問してインタビューし、まとめたものを共有し、様々な職業や働くことの楽しさ、大変さがあることを学習する。中期は、後期の中学校第2学年で行う「5日間の職場体験」の準備段階として位置付ける。

後期では、「社会へ向かって」の下、中学校第2学年では単元「5日間の職場体験」を設定し、実際に働きながら、働くことの楽しさや大変さを体感したり、各職場で大切にされていることや生き方を学んだりするとともにコミュニケーションの大切さを学ぶ。最高学年である中学校第3学年では、9年間の人間学（キャリア教育）で学んでできたことを振り返り、単元「自己の進路選択」などを設定し、自らの生き方について共に考え主体的に取り組み、実践できるようにしていく。

また、9年間共通として異年齢集団の児童と生徒が遊びや学びを通して交流する縦割り班活動を計画的・継続的に行い、豊かな人間関係が築けるようにする。

以上、人間関係を豊かにする経験や学習を積み重ねる中で、児童・生徒に自己肯定感をはぐくみ、学習することの意義や生きることへの尊さを実感し、社会への参画意識をもたせるようにする。

【人間学（キャリア教育）学習単元例】

区分	学年	テーマ	人間学（キャリア教育）			
			1. 仕事につながる学習	コミュニケーションの対象 学習の交流	2. 心の学習（自己肯定感やコミュニケーション能力を育てる）	3. たてわり活動
前期	小1	友達と学ぼう	●「むかしあそびをしようⅠ」	1年生、2年生同士（地域の人）	ソーシャルスキル あいさつ・がまん・聞く 伝えるなど	1～4年生のたてわり遊び
	小2			2年生から教えてもらう	ソーシャルスキル あいさつ・がまん・聞く 伝えるなど	小学校1年生～中学校1年生のたてわり遊び
	小3		●「むかしあそびをしようⅡ」 昔遊びを地域の人に学び、1年生に教えよう	地域の人、1年生、2年生	ソーシャルスキル あいさつ・がまん・聞く 伝えるなど	小学校1年生～中学校3年生までのたてわり活動
	小4			1年生に教える	ソーシャルスキル あいさつ・感情・コミュニケーションなど	小学校5年生～中学校1年生のたてわり活動
中期	小5	自分を見つめよう	●動物となかよし (調べ学習・体験)	動物園の方・3年生同士	ソーシャルスキル あいさつ・感情・コミュニケーションなど	中学校2年生の活動
	小6			4年生の話を聞く	ソーシャルスキル あいさつ・感情・コミュニケーションなど	中学校2年生の活動
	中1		●動物ガイド（発表・ガイド）	動物園の方、来園者、4年生同士	ソーシャルスキル あいさつ・感情・コミュニケーションなど	中学校2年生の活動
	3年生に教える					
後期	中2	社会へ向かって	●プロから学ぶⅢ ●職場体験学習働く喜び・苦労・充実感 ●体験報告新聞	家族や身近な人、5年生同士	ソーシャルスキル あいさつ・感情・自分 コミュニケーションなど	中学校2年生の活動
	中3			中学校1年生に話を聞く	ソーシャルスキル あいさつ・感情・自分 コミュニケーションなど	中学校2年生の活動
	中2		●自己の進路選択（高校授業体験） ●高校の先生や卒業生に学ぶ ●プロから学ぶⅣ ●学びの総まとめ新聞	6年生同士	ピアサポート (友達に自分は何ができるか)	中学校2年生の活動
	中3			中学校2年生の体験の話を聞く		
	中2			インタビューしたことを5年生に伝える	目上の人との コミュニケーション	中学校2年生の活動
	中3			体験を6年生に伝える		

* ピアサポートとは、生徒の対人関係や感情の理解、意思決定等のスキルの向上をねらいとしたプログラムのことをいう。この実践を通して、生徒は、他者を理解し、思いやりの気持ちを高め、キャリア教育で必要とされる人間関係形成能力、情報活用能力、コミュニケーション能力を育成することができる。

<計画事業>

○羽村市独自の特色ある教育の実施

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設隣接型	試行	実施	—		→
施設分離型	研究	試行	実施	—	→

* 試行とは、実施に向けた実践を伴う取組のことをいう。

3 指導体制

各区分の指導を充実させ、児童・生徒の学力の向上と豊かな人間性の育成のために、次のような指導体制を基本とする。

(1) 前期（小学校1年生～4年生）

前期（小学校1年生～4年生）では、児童の学校生活を安定させるとともに、学習習慣を確立させるために学級担任制を基本とし、小学校1年生については、指導内容の徹底を図るために副担任制を導入する。副担任制を導入するために、小学校1年生の学年に東京都の非常勤教員又は市独自に採用した講師を配置する。副担任制の導入は、小学校1年生の学校生活が安定するまでの期間とする。

また、小学校3・4年生は、中期（小学校5年生～中学校1年生）への移行のために、現在実施しているように一部の教科を専科教員が指導をする。

(2) 中期（小学校5年生～中学校1年生）

中期（小学校5年生～中学校1年生）では、児童・生徒に基礎・基本の確実な定着を図り、より専門的な知識や技能を身に付けさせるために、教科担任制を基本とした指導を実施する。

また、現在中学校の数学科と英語科の教員が小学校の算数科と外国語活動の授業に乗り入れている実績があることから、6年生の算数科と外国語活動に中学校の数学科と英語科の教員が入り指導にあたる。6年生の算数科の授業には週1時間、外国語活動には月1時間程度中学校の教員が入り、6年生の教員と共に指導にあたる。中学校の教員が6年生の指導にあたる場合には、中学校に東京都の非常勤教員又は市独自に採用した講師を配置する。その際、後補充として十分な指導ができる人材の配置に配慮する。特に、施設分離型の学校においては、施設隣接型の学校よりも配置時間を多くする。算数科と外国語活動以外の教科等においては、各校区の実態に応じて、小学校教員と中学校教員が相互に乗り入れてチームティーティング等による授業を実施する。

さらに、指導体制の充実のため、学習コーディネーターと英語コーディネーターを各中学校区に1名ずつ配置する。

中期の指導体制については、今後、各学校での実践を通じた研究・開発により、充実したものとする。

(3) 後期（中学校2年生～3年生）

後期（中学校2年生～3年生）では、現在実施している中学校の指導体制と同様に、教員の専門性を生かすことによって生徒の問題解決能力を育成し、個性や能力の伸長を図るために教科担任制とする。

指導区分	指導体制
前期（小学校1年生～4年生）	学級担任制（小学校1年生は副担任制）
中期（小学校5年生～中学校1年生）	教科担任制（小学校5・6年生は一部） 小・中学校教員の相互乗り入れ授業
後期（中学校2年生～3年生）	教科担任制

<計画事業>

○小学校1年生の副担任制の導入

△	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設隣接型	研究	実施 —			→
施設分離型	研究 —	→	実施 —		→

○中期における教科担任制の導入

△	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設隣接型	研究	実施 —			→
施設分離型	研究 —	→	実施 —		→

○小学校と中学校教員の相互乗り入れ授業の実施

△	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設隣接型	研究	実施 —			→
施設分離型	研究 —	→	実施 —		→

4 特別支援学級

小中一貫教育の実施にあたって、特別支援教育をさらに推進するため、義務教育9年間を通して継続的な指導を実施し、児童・生徒にきめ細かい指導を行うことが必要であることから、市内全体を見通した特別支援学級の設置の検討を行う。

<計画事業>

○特別支援学級の設置の検討

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
検討	検討結果反映 —			→

5 家庭との連携のための取組

現在、核家族化や少子化など、家庭を取り巻く環境が変化する中で、親の孤立化が進み、多くの親が子供のしつけや教育に対する不安を抱えるなど、家庭の教育力の向上が社会的な課題となっている。

こうした中で、家庭の教育力を向上させるためには、子供に身に付けさせておきたい力や現在の子供を取り巻く環境などについて親に情報を提供し、家庭教育に対する支援を積極的に行っていく必要がある。

そこで、家庭との連携の取組として親学（家庭教育講座）を実施し、学校教育を一層充実させるために、小・中学校の児童・生徒の保護者を対象にして、PTAと連携を図りながら、子供たちに身に付けさせたい基本的な生活習慣や学習習慣、人権教育や環境教育、食育などの教育課題、ネット犯罪など子供を取り巻く環境など、保護者として理解しておく必要がある講座を実施する。

【親学（家庭教育講座）内容例】

テーマ	講座名	ねらい	内容
基本的な生活習慣 「あいさつ」	羽村っ子あいさつ運動 キャンペーン「明るくあいさつ元気に返事」	①あいさつ運動の大切さを理解する。 ②年間を通して活動し、あいさつ運動を根付かせる。	羽村市の全小・中学校で児童・生徒、保護者、地域に呼びかけ年間を通しあいさつ運動を展開する。
基本的な生活習慣 「生活のリズム」	講演会「子供を育てるために大切なこと～早寝、早起き、朝ご飯、朝うんち～」	①新しい生活にも慣れて緊張感も薄らぐころ、児童・生徒の生活のリズムをつくる大切さを理解する。	地域、保護者に向けた講演会で心身ともに健全な児童・生徒をはぐくむことが急務であることを伝える。
地域の方との交流	お招きしよう地域の皆様　お食事会「知り合おう伝え合おう世代を越えてつくるまち」	①羽村で共に暮らし、お世話になっている多くの方のことを知る。 ②お世話になっている方々と知り合う機会を設定し、交流する。	羽村で共に暮らし、お世話になっている方々を各学校にお呼びし、給食を共に食べる機会を設定するなど、交流を図る。
携帯電話の使い方	講演会「だいじょうぶ？便利に隠れた危険性！ケータイ安全教室～顔見て気持ちを伝えよう　電波じゃ少し物足りない～」	①ネット犯罪やネットいじめから子供たちを守るための方法を知る。 ②親子の直接対話の大切さについて再認識する。	携帯電話の安全な使い方として情報モラルについて学習し、子供に携帯電話を持たせる上での、親としての役割について知る。目と目を合わせることで心が通じ合い、良好な人間関係を築くことができると同時に、子供たちに人を思いやる心が育つことを知る。
環境	クリーンアップ！羽村「よく見よう　考えよう　自分の周りのまちの中」	①人権意識や社会規範を身に付けさせることの大切さを知る。 ②明るい社会を築くには、環境美化が欠かせないことを再認識する。	親子でまちの清掃活動を行うことを通して、環境美化の大切さについて考えると同時に、自己中心的な考え方や自分勝手な行動が他人の迷惑になっていることに気付く。明るい社会を築いていくには、子供たちに社会規範や人権意識を教えていくことが大切であることを知る。
人権	一人一人がちがっている　自分の気持ちを大切に	①親の職業や仕事内容を子供に話すことにより、コミュニケーションを図る。 ②社会は、様々な職業や多様な年齢・国籍・人種等で、成り立っていることを知る。	社会的なハンディキャップがあり、活躍されている方を招いて話をうかがう。

食育	講演会「食育に関する講演会を実施する～家族で囲む 楽しい食事～」	①食育に関する講演会を通して、保護者の食に関する知識を深める。 ②保護者同士の意見交換を行うことにより相互のコミュニケーションを深める。	食に関して造詣の深い方を招き講演していただく。
----	----------------------------------	---	-------------------------

<計画事業>

○親学（家庭教育講座）の実施

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設隣接型	試行	実施 —			→
施設分離型	試行 —	→	実施 —		→

IV 小・中学校一貫教育校の施設

小・中学校一貫教育校の施設については、羽村第三中学校区の施設隣接型小・中学校一貫教育校である武蔵野小学校と羽村第三中学校を校舎の2階部分を連絡橋等で結ぶことを検討する。また、将来的には両校の間にある公道を取り除き、一体の敷地として活用していくことも検討する。

羽村第一中学校区及び羽村第二中学校区の施設分離型小・中学校一貫教育校であるそれぞれの学校については、既存の施設を使用する。

<計画事業>

○施設隣接型小・中学校一貫教育校の連絡橋等の検討

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
検討 —		→	結果反映 —	→

V 小中一貫教育の推進にあたって

本計画を受けて、中学校区ごとに小中一貫教育実施計画を作成して、小中一貫教育を推進する。実施計画については、下記のことについて検討する。

- ① 教育目標について
- ② 教育課程について
- ③ 校内組織について
- ④ PTA 活動について
- ⑤ 学校評議員制度について
- ⑥ 部活動について
- ⑦ 学校評価について
- ⑧ その他

<計画事業>

○小中一貫教育実施計画の作成・実施

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設隣接型	作成	実施 —			→
施設分離型	検討	作成	実施 —		→

VI 小中一貫教育の検証

小中一貫教育実施以降については、小中一貫教育検証委員会を設置して、毎年度小中一貫教育の実践の検証を行い、改善を図っていく。

<計画事業>

○小中一貫教育の検証

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設隣接型		実施 —			→
施設分離型			実施 —		→

資料 1

羽村市小中一貫教育基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 羽村市小中一貫教育基本計画を検討するため、羽村市小中一貫教育基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 検討委員会は、教育長の指示に基づき、羽村市小中一貫教育基本計画について検討を行い、その結果を報告するものとする。

(組織)

第 3 条 検討委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は教育部長の職にあるものとし、検討委員会を代表し会務を総理する。
- 3 副委員長は、教育部参事の職にあるものとし、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 検討委員会の庶務は、教育課程に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行し、教育長に報告した日をもってその効力を失う。

(別表)

羽村市小中一貫教育基本計画検討委員会委員員名簿

	役 職	氏 名
委員長	教育委員会教育部長	遠藤 和俊
副委員長	教育委員会教育部参事	中澤 正人
委員	校長会会长	瀧島 薫
	校長会副会长	宇都宮 透
	教育委員会教育部教育総務課長	小林 幸子
	教育委員会教育部教育総務課学務係長	井本 達也
	教育委員会指導主事	小熊 克也
	教育委員会指導主事	齋藤 賢二

資料 2

羽村市小中一貫教育基本計画検討委員会審議経過

期　日	内　容
平成 21 年 10 月 6 日	羽村市小中一貫教育基本計画検討委員会設置要綱について 羽村市小中一貫教育基本計画について パブリックコメントについて 今後の予定について
平成 21 年 10 月 15 日	羽村市小中一貫教育基本計画（素案）について
平成 21 年 10 月 19 日	羽村市小中一貫教育基本計画（素案）について 今後の予定について